

議第1号

檀原市行政不服審査法施行条例の一部改正について

檀原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

檀原市行政不服審査法施行条例（平成28年檀原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「5人」を「8人以内」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（部会）

第11条の2 審査会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際、現に調査審議が行われている事件については、その調査審議を行っている檀原市行政不服審査会の委員（以下「委員」という。）をもって、この条例による改正後の檀原市行政不服審査法施行条例第11条の2に規定する部会が置かれたものとみなし、当該部会により引き続き調査審議を行うものとする。この場合に

において、当該部会の部会長は各事件の調査審議において議長を務める者をもって充てる。

(任期の特例)

第3条 この条例の施行の日から平成32年6月30日までの間に新たに委嘱する委員の任期は、檀原市行政不服審査法施行条例第8条第2項の規定にかかわらず、平成32年6月30日までとする。

理由 行政不服審査会の調査審議を円滑に行うことを目的として、行政不服審査会に部会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第2号

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年檀原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理由 労働基準法の改正により労働者の時間外労働等の上限が定められたことに伴い、市の職員について同様の制限を行うため、所要の改正を行うもの

議第3号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

橿原市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
---------------	-----------------------------	-------

」

を

「

橿原市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
橿原市自殺対策連絡協議会	自殺対策事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年橿原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

檀原市健康づくり推進協議会の委員	日額 10,000	〃
------------------	-----------	---

」

を

「

檀原市健康づくり推進協議会の委員	日額 10,000	〃
檀原市自殺対策連絡協議会の委員	日額 10,000	〃

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、新たに檀原市自殺対策連絡協議会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第4号

檀原市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
檀原市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
(檀原市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年檀原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「未就学児」とは、1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第2条第2項中「満」を削る。

第3条第1項中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 対象者が未就学児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

3 市長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

第4条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の証明書を交付した者が対象者でないことを知ったときは、当該者に対し規則で定めるところにより証明書を返還するよう命じることができる。

(檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年檀原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「満」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第3条第1項中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

- 2 第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

- 3 市長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

第4条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の証明書を交付した者が対象者でないことを知ったときは、当該者に対し規則で定めるところにより証明書を返還するよう命じることができる。

(檀原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 檀原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年檀原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「未就学児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第2条第1項第1号中「満18歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が未就学児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者又は保護者等からの申請があつたものとみなす。

3 市長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の証明書を交付した者が対象者でないことを知ったときは、当該者に対し規則で定めるところにより証明書を返還するよう命じることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例、橿原市子ども医療費の助成に関する条例及び橿原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、

同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理由 未就学児に対する医療費の助成方法について、償還方式から現物給付方式に変更するため、所要の改正を行うもの

議第5号

檀原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について

檀原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

檀原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成13年檀原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正により、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に係る基準の整備が行われたため、所要の改正を行うもの

議第6号

榿原市手数料徴収条例の一部改正について

榿原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

榿原市長 森下 豊

榿原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

榿原市手数料徴収条例（平成12年榿原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第25の項事務の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第34の項事務の欄中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

別表第34の2の項事務の欄中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改める。

別表第44の2の項事務の欄中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改める。

別表第44の3の項事務の欄中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改める。

別表第44の4の項事務の欄中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改める。

別表第56の項を同表第56の5の項とし、同項の前に次のように加える。

56 1の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
56の2 1の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申	建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対	1件につき 27,000円

請手数料	する審査		
56の3 建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	他の用途として使用する期間が3月以内の建築物	1件につき 60,000円
		他の用途として使用する期間が3月を超える建築物	1件につき 120,000円
56の4 建築物の用途を変更して1年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して1年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円

別表第58の項、第61の項、第64の項及び第66の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由 建築基準法の一部改正により、建蔽率、既存建築物の用途変更に伴う工事及び既存

建築物の一時的な用途変更による使用に関する規定の整備が行われたため、これらの認定及び許可の申請の手数料を規定するもの

議第7号

檀原市空家等対策の推進に関する条例の制定について
檀原市空家等対策の推進に関する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、本市における空家等の適切な管理の実施のために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境を保全するとともに、美しい景観を維持し安心安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「特定空家等候補」とは、空家等のうち、適切な管理がされておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれがあると認められるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

(情報提供)

第3条 市の区域に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に対し、その情報を提供することができる。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第4条 法第12条の規定によるもののほか、市は、特定空家等候補であると認められるものについては、その所有者等に対し、適切な管理を促進するための指導を行うことができる。

(緊急安全措置)

第5条 市長は、適切な管理がされていない空家等に倒壊その他著しい危険が切迫し、これにより人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、必要最小限度の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委託した者に行わせることができる。

2 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があ

ったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができない場合にあっては、その旨を公告することをもって足りる。

4 市長は、第1項に規定する措置に要した費用を、当該所有者等に対し請求することができる。

(関係行政機関等との連携)

第6条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、警察その他の関係行政機関及び自治会その他の地域住民の組織する団体に対し、適切な管理がされていない空家等に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理由 空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、市内の空家等に関する対策を推進していくため新たに条例を制定するもの

議第8号

榿原市上水道給水条例の一部改正について

榿原市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

榿原市長 森下 豊

榿原市上水道給水条例の一部を改正する条例

榿原市上水道給水条例（昭和36年榿原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第44条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第45条第2号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の榿原市上水道給水条例第44条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

理由 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る基準の整備等が行われたため、所要の改正を行うもの